

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成7年7月31日規則第60号</p> <p>(小規模水道の給水開始前の水質検査及び届出)</p> <p>第6条 条例第8条の規定により行う小規模水道の水質検査は、当該小規模水道により供給する水が条例第4条に規定する水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、省令の定めるところにより行うものとする。ただし、省令の表1の項、2の項、9の項、11の項、<u>39</u>の項及び<u>47</u>の項から<u>52</u>の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの事項に係る検査を省略することができる。</p> <p>2 小規模水道の設置者は、条例第8条の規定による届出をするときは、小規模水道給水開始届（第4号様式）を当該小規模水道の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない。</p>	<p>○川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成7年7月31日規則第60号</p> <p>(小規模水道の給水開始前の水質検査及び届出)</p> <p>第6条 条例第8条の規定により行う小規模水道の水質検査は、当該小規模水道により供給する水が条例第4条に規定する水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、省令の定めるところにより行うものとする。ただし、省令の表1の項、2の項、9の項、11の項、<u>38</u>の項及び<u>46</u>の項から<u>51</u>の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの事項に係る検査を省略することができる。</p> <p>2 小規模水道の設置者は、条例第8条の規定による届出をするときは、小規模水道給水開始届（第4号様式）を当該小規模水道の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない。</p>